

広島県告示第九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町油木字竹川内甲五九四四の六（国有林）、甲五七七七、甲五七七八の一、甲五七七九から甲五七八四まで、甲五七八五の二から甲五七八五の三まで、甲五七八六、甲五七八七、甲五七九〇、甲五七九一の一、甲五七九一の二、甲五七九二、甲五七九三の一、甲五七九三の二、甲五七九五、甲五七九六の一、甲五七九六の二、甲五七九七の一、甲五七九九、甲五八〇〇の一、甲五八〇〇の二、甲五八二四の五、甲五八二四の六、甲五八二六、甲五八二七、甲五八二九の一、甲五八四八、甲五八四九、甲五八五四、甲五八五五の三、甲五八五八の二から甲五八五八の六まで、甲五八五八の九、甲五八五八の一九、甲五八五八の二〇、甲五八六〇の一、甲五八九一、甲五八九二、甲五八九五、甲五八九六の一（次の図に示す部分に限る。）、甲五八九六の五、甲五八九六の六、甲五八九九の一、甲五九〇〇の一、甲五九〇一の一、甲五九〇二、甲五九〇三、甲五九〇五、甲五九〇六の一、甲五九〇七、甲五九〇八の二から甲五九〇八の三まで、甲五九〇九から甲五九一一まで、甲五九一二の一、甲五九一三の一、甲五九一四の一、甲五九二九の二、甲五九四一、甲五九四三の一、甲五九四四の一、甲五九四六の一、甲五九四七、甲五九四八の一、甲五九四九の一、甲五九五〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕